

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

12月3日の「国際障害者デー」から12月9日の「障害者の日」の1週間は「障害者週間」です。国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化など、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

◆障がいの種類

障がいには「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。

身体障がい（交付される手帳：身体障害者手帳）
視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由や、心臓・じん臓・呼吸器などの内部障がい等に分けられます。

知的障がい（交付される手帳：療育手帳）
先天的に理解力や判断力が弱い、人や環境になじみにくいなどにより、生活に支障があります。

精神障がい（交付される手帳：精神障害者保健福祉手帳）
統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障がある状態です。

◆障がい者の福祉制度

障がい者に対する福祉制度には、次のようなものがあります。ここで紹介しているものは一部です。所得や障がいの程度・種類などによって、対象とならない場合もあります。詳しい対象要件や事業内容は、お問い合わせください。

事業名	事業の概要	対象者	窓口
税の減免	●市県民税、所得税、相続税などの障害者控除 ●自動車税・自動車取得税の減免	要件に当てはまる身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者	税務徴収課・太田税務署・常陸太田県税事務所※税によって異なります
補装具の交付・修理	補装具（義手、義足、装具、車椅子、補聴器等）の交付・修理にかかる費用の一部を支給	身体障害者手帳所持者または難病患者等で、判定の結果、補装具が必要と認められた方	・社会福祉課 社会福祉グループ ・各支所総合窓口 地域振興グループ
日常生活用具の給付・貸与	障がいに応じた日常生活用具（ストマ用装具・特殊寝台・入浴補助用具等）を給付・貸与	要件に当てはまる身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等所持者	
NHK受信料の減免	世帯の所得状況や障がいの程度に応じて、受信料を半額または全額免除	●半額免除：視覚・聴覚、または重度の障がい者が世帯主かつ契約者の場合 ●全額免除：障がい者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合	
各交通機関の料金の割引	JR旅客運賃・路線バス運賃・タクシー料金・航空運賃・大洗カーフェリー等の各交通機関の料金を割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者（割引の利用方法等については各事業者へ問い合わせください）	

有 料 道 路 通 行 料 金 割 引	身体障害者手帳や療育手帳所持者の の有料道路の通行料金を割引（障 がい者一人につき事前に車を1台 登録）	●第1種身体障害者・第1種知的 障害者：障がい者本人が運転、 または同乗する場合 ●第2種身体障害者：障がい者本 人が運転する場合	・ 社会福祉課 社会福祉グループ ・ 各支所総合窓口 地域振興グループ		
いばらき身障 者等用駐車場 利 用 証 制 度	障がい者や難病患者の方などが、 身障者等用駐車場を利用しやすく するための利用証を発行	要件に当てはまる障がい者（児）、 高齢者・難病患者・妊産婦等で、 かつ歩行困難な方			
医 療 福 祉 制 度 （マル福制度）	病院などで診療を受けた時に支払 う医療費の自己負担分を助成	身体障害者手帳1・2級及び内部 障がい3級または療育手帳④・A の所持者、障害年金1級受給者	・ 医療保険課 医療・年金グループ ・ 各支所総合窓口 地域振興グループ		
障 害 基 礎 年 金	初診日が国民年金加入中の方や 20歳前の病気・けがにより法律 に定める障がいの状態になった時 に支給	国民年金の納付要件を満たしてい る方、または20歳以前から障が いのある方で、障がいの程度が法 律に定める状態の方			
各 種 手 当	特別障害者手当、特別児童扶養手 当、障害児福祉手当、在宅心身障 害児福祉手当	要件に当てはまる障がいがあり、 各手当の支給要件を満たす方	・ 社会福祉課 社会福祉グループ ・ こども課 ・ 各支所総合窓口 地域振興グループ		
日 常 生 活 を 支 援 す る サ ー ビ ス	●障害福祉サービス（居宅介護、 短期入所、就労移行支援等） ●障害児通所支援サービス（児童発 達支援、放課後等デイサービス等） ●地域生活支援事業（訪問入浴、 移動支援等）	要件に当てはまる身体障害者手 帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 所持者（サービスによっては事前 に「障害福祉サービス受給者証」 の交付が必要です）	・ 社会福祉課 社会福祉グループ ・ 各支所総合窓口 地域振興グループ		
日常生活の困り ごとや障害福祉 サービスの利用 方法などにつ いての相談を 受けています	●社会福祉協議会美和支所（身体障がい、知的障がいの相談） 毎週月～金曜日【8:30～17:15】 ☎ 58-3818				
	●メンタルサポートステーション きらり（精神障がいの相談） 毎週月～土曜日【10:30～17:15】 ☎ 0295-72-5881				
	●身体障害者相談員 ●知的障害者相談員				
	氏 名	電話番号	氏 名	電話番号	
	横塚 静江	53-1587	堀江 たみ子	58-2380	
	會澤 隆典	53-7057（FAX）		篠田 美津江	55-3570
	矢野 正紀	56-2014			

●「障害」の表記について●
心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

■問い合わせ■ 社会福祉課 社会福祉グループ ☎ 52-1111（内線 133,134,135）
各支所総合窓口地域振興グループ 山方 ☎ 57-2121 美和 ☎ 58-2111
緒川 ☎ 56-2111 御前山 ☎ 55-2111